- 主文
- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。
- 0 事実及び理由

請求の趣旨 平成七年一一月二六日に施行された高知県高岡郡仁淀村長選挙の効力につき、被告 が平成八年七月二五日にした裁決を取り消す。

事実関係

請求原因

原告は、平成七年一一月二六日に施行された高知県高岡郡仁淀村長選挙(以下 「本件選挙」という。)に立候補した。本件選挙の結果、原告は一一二九票を、A はーーー票をそれぞれ獲得し、原告が一八票差で当選した。 2 Bは、高知県高岡郡仁淀村の選挙人であるところ、平成七年一二月一一日、仁 淀村選挙管理委員会(以下「村選管」という。)に対して本件選挙につき異議の申 立てを行った。これに対し、村選管は、同月二七日に右申立てを棄却する旨の決定 をした。この決定に対し、右のB外一一名の仁淀村の選挙人は、平成八年一月一六 日、被告に審査申立てを行ったところ、被告は、同年七月二五日、村選管の右決定 を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決(以下「本件裁決」という。)を行っ

た。

3 よって、原告は、請求の趣旨のとおりの判決を求める。

請求原因に対する認否

全部認める。

被告の主張

本件選挙においては、本件裁決に関する別紙裁決書(以下「本件裁決書」とい う。) 記載のとおり、不在者投票二〇八票中一一七票についてその投票の管理執行手続に違法があったといわざるを得ないところ、原告の得票ーー二九票とAの得票 一一票との差は一八票であるから、不在者投票の管理執行に関する右の違法が 本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあることは明らかである。

したがって、本件選挙は無効である。

原告の反論

本件裁決には、次のような法令解釈及び事実認定に関する誤りがあるから、本件裁 決は取り消されるべきである。

本件裁決は、本件選挙に関する不在者投票の実施に際し、村選管には、選挙人 が選挙の当日に投票できないという職業の内容ややむを得ない用務について選挙人 から詳細な事情を聴取するなどして審査を尽くすべき義務があるのに、その審査義 務を尽くさないまま不在者投票事由があるとして不在者投票を認めた手続的違法が あると判断した。しかしながら、後記の2・3のとおり、本件選挙における不在者投票の管理執行手続に違法な点はないから、本件裁決は違法である。
2 不在者投票制度は、一人でも多くの選挙人に選挙権を行使させるため、選挙権

行使の要件を緩和する目的で設けられた制度であるから、不在者投票をしようとす る選挙人に対し、厳格な取扱いをするのは、不在者投票制度の趣旨を没却し、公職 選挙法(以下「法」という。)四九条の規定の解釈を誤ることになる。

なお、仁淀村が高知県高岡郡に在る山村で、不在者投票受付事務担当者がほとんど の選挙人を知っているという実情をも考慮すると、不在者投票事由の存否を確認するために選挙人から詳細な事情の聴取をすること自体プライバシーの侵害となる。かかる審査まで法四九条一項が要求している趣旨とは、到底解されない。

仮に、被告主張のとおりの審査義務が肯認されるとしても、C、D、E、F、 G , H , I , J , K , L , M , N , O , P , Q , R , S , T , U , V , W , X , Y 及びこについては、いずれも投票日に不在者投票事由を具体的に説明しており、不 在者投票受付事務担当者による不在者投票事由の聴取も十分になされているから、 村選管の審査義務は尽くされているというべきである。これらの者に関する被告の 認定判断は、誤っている。 第三 当裁判所の判断

請求原因の1(本件選挙)及び2(本件裁決)の各事実は、当事者間に争いが

そこで、被告主張の本件選挙の無効事由について判断する。

法は、選挙人が選挙の当日自ら投票所に行き、投票用紙の交付を受け、自ら候 補者の氏名を記載して投票するのを原則とし(法四四条ないし四六条)、法四九条

人に選任した。 (二) 村選管では、不在者投票事由については、総務課長のP3がP5、P1、P2及びP4に対して、事前に、高知県選挙管理委員会発行の「高知県知事選挙等 務必携」(甲一)及び自治省選挙部編・財団法人地方財務協会刊行の「不在者投票事務と一ト」(甲二)を配付し、右各冊子をよく読んで、その記載に従って不在者投票事務を行うようにと抽象的に説明したが、投票用紙及び不在者投票用封筒求書並びに宣誓書(以下、単に「宣誓書」という。)への記載のさせ方や、選挙当日投票に支障がある旨の申し出があった場合に当該予定の変更可能性等を指摘して法四九条一項各号該当性を具体的に吟味する方法等についての説明はしなかった。なお、P3自身、法四九条一項各号の不在者投票事由についての説明は多数記載されているものの、記載自体が不明確である場合についての発問の仕方で、確認の仕方についての説明は掲載されていなかった。

ついては、受付事務担当者及び立会人要員として、総務課長P3、P5、P1及びP2の四名を選任し、長者支所については、P4を受付事務担当者に、P7を立会

(三) 本件選挙における不在者投票者の数は二〇八人であり、不在者投票総数は二〇八票であった。そのうち、(1)指定病院等におけるものは、本件裁決書添付の「仁淀村長選挙不在者投票一覧」の別表(以下、単に「別表」という。)1のとおり、二二件であり、(2)郵便によるものは、別表1のとおり、一件であり、(3)宣誓書を伴う不在者投票は、別表2ないし7のとおり、計一八五件であった。そして、(3)の一八五件のうち、仁淀村役場で実施されたものが一一〇件、長者支所で実施されたものが七五件であり、いずれも、不在者投票の申立てが拒否されることなく、不在者投票用紙等が交付され、不在者投票が行われた。

(四) 仁淀村役場及び長者支所の不在者投票受付事務担当者である前記(一)の P3ら五名は、やむを得ない用務等を理由に不在者投票の申立てをした選挙人の提出した宣誓書の記載が不備であり、その宣誓書によっては不在者投票事由の存否を認定し難いものが多々あったのに、その選挙人に口頭の説明を求めた上で、不在者投票事由の存否を審究する措置を採らないまま、不在者投票用紙等を交付し、不在者投票を行わせた(以上の認定に反して、適切な口頭の説明がなされたようにいう証人C、同D、同E、同F、同M、同Q及びXの各証言は、乙三~八、一七、一九~二一、二三、証人P1、同P2、同P3、同P4及び同P5の各証言に照らして、たやすく採用することができない。)。 3 してみると、本件選挙の不在者投票に関する管理執行には前示2の(四)の点で違法があるものといわなければならない。

そこで、その違法となる不在者投票数を検討するに、証拠(乙二の1の1~14、二の2の1~5、二の3の1~4、二の4の1~27、二の5の1~23、二の6の1~44、三~八、証人G、同P1、同P2、同P3、同P4、同P5)を総合すれば、本件裁決書八頁目二一行目から二三頁目一〇行目まで記載のとおりの事実(ただし、(1) 一一頁目二五行目の「農」を「農業」に、(2) 一四頁目一五行目の「記載が」を「記載」に、(3) 一五頁目一六行目の「番号48の二名」を「番号48、別表6に係る番号20、同21の四名」に、同二六行目の「一七票」を「一九票」に、同二七行目の「四三名」を「四一名」に、一六頁目三行目の「四三票」を「四一票」に改める。)を認めることができる。

以上認定の事実によれば、違法となる不在者投票数は、一一五票あることになる。 三 しかるところ、本件選挙の当選人と落選人との得票差がわずか一八票であった ことにかんがみれば、不在者投票の管理執行に関する前示の違法が本件選挙の結果 に異動を及ぼすおそれがあるということができる。

四 結論

そうすると、本件選挙は無効であるといわざるを得ないから、これを無効とした本件裁決は相当であって、その取消しを求める原告の請求は理由がない。 よって、主文のとおり判決する。

(裁判官 渡邊 貢 豊永多門 奥田正昭) 別紙裁決書(省略)